その他

高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例

平成21年4月より、きれいで住みよい地域社会を実現することを目的とした『高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例』が施行されました。

◆環境美化推進員を募集

現在、18団体が市と連携し地域の環境美化を進める『環境美化推進員』として各地域で活動しています。

市では、引き続き環境美化推進員を募集しています。

地域での清掃、環境教育など環境美化に関する活動を行っている、またはこれから行いたいと考えている方は、ぜひ申し込んでください。

募集条件　1団体3人以上（事業者を含む）

※随時受け付けています。

申込方法　市民生活グループにある「環境美化推進員応募用紙」に記入のうえ、直接、市民生活グループに申し込んでください。

環境美化推進員への支援　身分を示す「推進員証」や「腕章」、啓発物品として「のぼり旗」「啓発ステッカー（車両用）」を貸与するほか、活動内容に応じ、次の物品などを提供しています。

①奉仕袋（清掃用活動をされる団体）

②消耗品類（1団体につき年間2万円を限度）

（例）「清掃活動」へは、軍手・火バサミ・熊手などを、「落書き消し活動」へは、シンナー・刷毛・ペンキ・布切れなど

③軽自動車の貸し出し

④ボランティア保険への加入

◆犬・猫のフンのあと始末を

犬や猫フンの片付けは、飼い主の最底限のマナーであるにもかかわらず、放置される飼い主が多くいるのが現状です。特に、散歩中の犬のフンの放置があとを絶ちません。

放置されているフンを踏んでしまったら大変不愉快です。

また、公園で遊ぶ子どもたちが誤って触れてしまうことも考えられます。

飼い主は、責任をもってフンのあと始末をお願いします。

◆空き地の適正管理（草刈りなど）のお願い

空き地の雑草は、放置しておくと、害虫の発生やごみの投げ捨て、交通障害、野火の発生などの原因になります。

高浜市では、『高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例』により土地の所有者の土地の管理が義務付けられています。

住みよい環境づくりのため、空き地の所有者や管理者は早めに草刈りをするなど、空き地の適正管理をお願いします。

自分で管理ができない方は、次の事業所などを活用する方法もあります。

・高浜市シルバー人材センター（☎52-5081）

問合せ先

市民生活グループ

☎52-1111（内線263・264）

中小企業緊急雇用安定補助制度

中小企業の雇用の安定・維持のため、国の中小企業緊急雇用安定助成金（以下「助成金」）の支給決定を受け、一定の要件を満たす中小企業に補助金を交付します。

対象事業者　助成金の支給決定を受けた中小企業事業主で、市内の事業所で休業を実施した企業

対象経費　事業所を一時的に休業した場合の当該事業所の休業期間における休業手当に要する費用。ただし、補助の対象期間は3か月を上限とし、助成金の支給決定通知書の通知日が4月1日から平成24年3月31日までのもの

補助金額　助成金の助成額算定書に記載されている基準賃金額に助成率を乗じた額（基本手当日額の最高額を超えるときは最高額）に休業の月間延日数を乗じて得た額から助成率を割り返した額に10分の1を乗じて得た額（解雇などを行わない事業主に対する助成金の助成率の上乗せがあった場合は20分の1を乗じて得た額）

必要書類　所定の申請書に必要事項を記入して、①中小企業緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し、②中小企業緊急雇用安定助成金（休業等）支給申請書の写し、③中小企業緊急雇用安定助成金（休業等）助成額算定書の写し

※申請書は市公式ホームページからダウンロードできます。

申請・問合せ先

市地域産業グループ

☎52-1111（内線272）

中小企業緊急雇用安定助成金個別相談

中小企業緊急雇用安定助成金の申請に関する相談会を開催します。相談は事前の予約が必要です。

とき　6月21日(火)、7月5日(火)　午後1時～4時

ところ　高浜市商工会1階記帳指導室

問合せ先

高浜市商工会

☎53-1827